

地球温暖化対策に関する国内外の動向（年表整理）

年	月	場所	国外の出来事	目的、補足または成果	国内の出来事	目的、補足または成果
1985	10	オーストリア・フィラハ	UNEP(国連環境計画) が地球温暖化に関する初めての世界会議、フィラハ会議を開催	科学者による初めての温暖化に関する国際会議		
1988	6	カナダ・トロント	トロント会議を開催	目的：2005年までにCO ₂ を20%削減を目標にさためるため		
1988			国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）が、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）を設立	目的：地球温暖化とそれに伴う気候変動に関する最新の自然科学的な研究成果を評価し報告書を作成し、地球温暖化防止政策に科学的根拠を与えること		
1990	10		IPCCが第1次評価報告書（FAR）を発表	補足：左記の報告書は、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の採択（1992年）および発効（1994年）を強力に後押しすることとなり、世界の地球温暖化防止政策の推進に多大な影響を及ぼすこととなった。	「地球温暖化防止行動計画」を策定	目的：地球温暖化対策を計画的総合的に推進していくための当面の政府としての方針及び今後取り組んでいくべき実行可能な対策の全体像を明確にする。さらに国民の理解と協力を得るとともに、我が国として国際的な枠組みづくりに貢献していく上で基本的姿勢を明らかにするため。
1992	5	ブラジル・リオデジャネイロ	「国連環境開発会議」（地球サミット）にて、「国連気候変動枠組条約（UNFCCC）」が採択され、世界は地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意	条約の目的：地球温暖化防止のため大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること。 目標：2000年までに温室効果ガスの排出量を1990年の水準に戻すこと。 ※左記の条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）が1995年から毎年開催されている。 ※先進国が温室効果ガスを削減することを目標とした		
1994	12		92年地球サミットで採択された「国連気候変動枠組条約」を発効（行使）		「第1次環境基本計画」を閣議決定	環境への負荷の少ない循環を基調とする経済社会システムが実現されるよう、人間が多様な自然・生物と共に生きることができるよう、また、そのために、あらゆる人々が環境保全の行動に参加し、国際的に取り組んでいくこととなるよう、「循環」、「共生」、「参加」及び「国際的取組」が実現される社会を構築することを長期的な目標として掲げた上、その実現のための施策の大綱、各主体の役割、政策手段の在り方等を定めたものである。
1995	4	ドイツ・ベルリン	COP 1（気候変動枠組条約第1回締約国会議）にてベルリンマンダートを採択			
1995			IPCCが第2次評価報告書（SAR）を発表	左記の報告書は、1996年のUNFCCC第2回締約国会合（COP2）に提出された。（第2次評価報告書の一部は、1994年「特別報告書」として先行してまとめられ、1995年に開催されたUNFCCC COP1に提出されている）		
1996	7	スイス・ジュネーブ	COP 2（気候変動枠組条約第2回締約国会議）を開催			
1997	6	米国・ニューヨーク	国連本部において、国連環境開発特別総会を開催。「アジェンダ21の更なる実施のためのプログラム」を採択	目的：5年前の地球サミットの合意を着実に実施していくため、これまでの実施状況を踏まえ、今後優先的に取り組むべき課題を明らかにすること。 世界で初めて温暖化対策についての国際枠組が決定され、先進国にCO ₂ 削減を義務付けした。		
1997	12	日本・京都	COP3（気候変動枠組条約第3回締約国会議）にて京都議定書が採択	※'95のIPCC評価報告書の評価がCOP3で行われた		

年	月	場所	国外の出来事	目的、補足または成果	国内の出来事	目的、補足または成果
1998	10				「地球温暖化対策の推進に関する法律」（地球温暖化対策推進法/温対法）を公布	目的：地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に役立てるとともに人類の福祉に貢献するため 国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めている
1998	11	ブエノスアイレス	COP4（気候変動枠組条約第4回締約国会議）にて2年間かけて右記の6つの項目について合意が得られるよう協議を進めるブエノスアイレス行動計画を採択	6つの項目：①資金供給メカニズム ②技術開発・移転 ③条約4条8項、9項(途上国への悪影響) ④共同実施活動(先進国が途上国で排出量抑制事業を行う制度) ⑤議定書のメカニズム(後述) ⑥第1回 議定書締約国会合の準備(遵守制度、政策・措置、議定書5条、7条、8条など)	環境庁が地球温暖化防止推進プロジェクトチームを設置	目的：温室効果ガスの排出削減のために早急に取り組むべき施策の具体化を中心として地球温暖化防止のための国内対策について全庁一丸となって取り組むため
1999	10	ドイツ・ボン	COP5（気候変動枠組条約第5回締約国会議）を開催			
2000	9		国連ミレニアム・サミットで国連ミレニアム宣言を採択	極度の貧困を削減し、安全でより繁栄した公平な世界を建設するための新たなグローバルなパートナーシップに対するコミットメントである		
2000	11	オランダ・ハーグ	COP6（国連気候変動枠組条約第6回締約国会議）を開催	ブエノスアイレス行動計画に対して回答を見出すことが目的の会議（条約や議定書を実施する上で不可欠な詳細ルールを決定する重要な会議としての位置づけ） ※京都議定書の実施ルールの検討資料をIPPCが提供		
2000	12	オランダ/ハーグ	COP6 ハーグにて合意できず、2001年に再開を決定		「第二次環境基本計画－環境の世紀への道しるべー」を閣議決定	
2001	7	ドイツ・ボン	COP6再開会合を開催、ボン合意を採択	目的：京都議定書の運用細則を決める交渉の再開		
2001			IPPCが第3次評価報告書（TAR）を発表	左記の報告書は、2001年のUNFCCC COP7に提出された。		
2001			国連で国連で専門家間の議論を経てMDGs（ミレニアム開発目標=Millennium Development Goals）を策定	2000年に採択された「国連ミレニアム宣言」と、1990年代の主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合したもの ※国際社会の支援を必要とする課題に対して2015年までに達成するという期限付きの8つの目標（その下に、21のターゲット、60の指標）を掲げている。		
2001	11	モロッコ・マラケシュ	COP7（国連気候変動枠組条約第7回締約国会議）にてマラケシュ合意、マラケシュ宣言を採択 ※本合意により京都議定書を本格的に実施するための基盤が整備された	目的：COP6再開会合で合意されたボン合意の法文化が主な目的。 ※マラケシュ合意：京都メカニズム（CDM、JI、排出量取引）に関するルールや吸収源に関する算定ルール等の京都議定書の運用ルールを規定したものである		
2002	9	米国・NY	国連持続可能な開発サミットが開催	目的：誰も置き去りにしない、新たな持続可能な開発行動計画を採択する ※本行動計画には「気候変動や環境保護にも取り組む計画が必要だ」という認識も含まれる。		
2002	10	インド・ニューデリー	COP8（国連気候変動枠組条約第8回締約国会議）を開催			
2003	10	イタリア・ミラノ	COP9（国連気候変動枠組条約第9回締約国会議）を開催			
2004	11		ロシアが京都議定書を批准	京都議定書の発効条件である、（1）条約締約国55ヶ国以上、（2）先進国の1990年時点でのCO2総排出量の55%以上という条件が整う		

年	月	場所	国外の出来事	目的、補足または成果	国内の出来事	目的、補足または成果
2004	12	アルゼンチン・ブエノスアイレス	COP10（国連気候変動枠組条約第10回締約国会議）を開催			
2005	12	カナダ・モントリオール	COP11/MP1（気候変動枠組条約第11回締約国会議・京都議定書第1回締約国会議）が開催 '97年COP3で採択された京都議定書を発効		京都議定書を発効	目標：2008～2012年の第一約束期間に、温室効果ガスの総排出量を1990年比6%削減する
2005	4				「京都議定書目標達成計画」を策定、閣議決定	目的：京都議定書に定められた6%の削減目標を達成に向けた日本の対策・施策を明らかにする
2006	4				「第三次環境基本計画－環境から拓く新たなゆたかさへの道－」を閣議決定	目的：IPCCの最新の科学的知見や国際的な動向を踏まえ適応策の在り方に関する検討や技術的な研究を進めること、研究の成果を活用しながら我が国において必要な適応策を実施することなどを定めた。
2006	4				温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の実施	改正された地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づき、平成18年4月1日から、温室効果ガスを多量に排出する者（特定排出者）に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられました。また、国は報告された情報を集計し、公表することとされています。
2007			IPPCが第4次評価報告書を発表し、その中で「温暖化には疑う余地がない」と断定			
2008	6				地球温暖化対策の推進に関する法律を改正	特例市以上の都市については「地域の自然的社会的条件に応じた施策」を盛り込んだ「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定が義務付けられた。
2008	7				「低炭素社会づくり行動計画」を閣議決定	長期目標：温室効果ガスを2050（平成62）年までに現状から60～80%削減する
2009	7	イタリア・ラクイラ	G8（主要国首脳会議）では世界の気温上昇幅を、産業革命以前と比較して2℃以内に抑えるとともに、先進国全体で温室効果ガス排出量を2050年までに80%削減することで合意。	本年12月のCOP15に向けて、G8として共同歩調をとりつつ今後の交渉に政治的後押しを与えようという観点から議論が行われた		
2009	9				「低炭素社会づくり行動計画」の中期目標として2020（平成32）年まで1990（平成2）年比で25%削減する目標を設定	
2009	12	デンマーク・コペンハーゲン	COP15/MP5（気候変動枠組条約第15回締約国会議・京都議定書第5回締約国会合）を開催 2013年以降の国際的な地球温暖化対策（ポスト京都議定書）の方向性を示す「コペンハーゲン合意」を了承	科学的見解の認識の下、世界各国が長期の協力的行動を強化する（2℃目標）ことと合意したが、排出量の特に大きい主要国が京都議定書に参加しない等の課題があった。		
2010	3				「地球温暖化対策基本法案」を閣議決定	補足：先の法案ははまだ成立に至っておらず、効果的な制度が導入されるかどうか不透明な状況。さらに、中期目標達成のための具体策を示す中長期ロードマップ（行程表）についても中央環境審議会にて議論が行われている状況。
2011	3				東日本大震災、福島原子力発電所の事故	
2011	11					
2012	4				「第四次環境基本計画」を閣議決定	環境基本計画は、政府が一体となって進める施策とともに、地方公共団体、国民の皆様をはじめ、多様な主体に期待する役割についても示しています。

年	月	場所	国外の出来事	目的、補足または成果	国内の出来事	目的、補足または成果
2012	11	カタール・ドーハ	COP18（気候変動枠組条約第18回締約国会議）を開催			
2013	9				「環境エネルギー技術革新計画」を改訂	目的：革新的技術の着実な開発と普及の具体化を図るため
2014	4				第4次エネルギー基本計画を策定	目的：原発依存度の低減、化石資源依存度の低減、再生可能エネルギーの拡大を打ち出す
2015	7				「長期エネルギー需給見通し」を発表（2014年4月に策定されたエネルギー基本計画の方針に基づく）	2030年のエネルギー需給構造の見通しを策定している
2015	7				「日本の約束草案」を決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出	2020年以降の新たな温室効果ガス排出削減目標
2015	9		国連サミットで2001年に策定されたMDGsの後継として新たにSDGs（持続可能な開発目標）を策定。2016年から2030年までの国際目標として定められた「持続可能な開発のためのアジェンダ」を採択。	国連加盟193か国が2016年から、2030年までに達成するという期限付きの17の国際目標（その下に、169のターゲット、232の指標）をあげている。		
2015	11				「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定	
2015	12	フランス・パリ	COP21（気候変動枠組条約第21回締約国会議）にて、地球温暖化対策の新たな枠組みとなる「パリ協定」を合意・採択	目標：「世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分に低く抑える」という、2℃目標を掲げた。 196もの国・地域が議論を重ねた画期的とも言える協定。全ての国にCO2削減を義務付けた。 ※左記において、UNFCCCは、IPCCに対し工業化以前の水準から1.5℃の気温上昇にかかる影響や関連する地球全体での温室効果ガス（GHG）排出経路に関する特別報告書を2018年に提供することを依頼	2030年度の温室効果ガス排出削減目標を含む「日本の約束草案」を国連に提出	我が国は、国内の排出削減・吸収量の確保により、温室効果ガス排出量を2030年度（平成42年度）に2013年度（平成25年度）比 マイナス26.0%（2005年度（平成17年度）比マイナス25.4%）の水準とすることとしています。
2015	12				「気候変動の影響への適応計画」を策定	
2016	3				「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定	目的：国民への普及啓発を強化するという国の方針を明示し、所要の規定を整備するとともに、国際協力を通じた地球温暖化対策の推進、地域における地球温暖化対策の推進のために必要な措置を講じる
2016	4				電力の小売全面自由化	
2016	5				日本の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進する上での礎となる「地球温暖化対策計画」を閣議決定	中期目標：2030年度に2013年度比で26%削減する 長期目標：2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す
2016	6				「エネルギー供給構造高度化法」の告示改正（2030年度の非化石電源比率44%）	
2016	11		15年COP21で採択されたパリ協定を発効		パリ協定への正式参加を決定	
2016	11	モロッコ・マラケシュ	COP22（国連気候変動枠組条約第22回締約国会議）を開催 ※世界の温室効果ガスの排出をゼロにすることを目指す、新しい温暖化防止の国際協定「パリ協定」の第1回締約国会合（CMA1）も開かれた	成果：①パリ協定のルール作りの作業計画が明確な終了期限を持って具体的に決まること②パリ協定をまだ批准できていない国を含めてすべての国がルール作りに参加できるようにすること		
2017	4				都市ガスの小売全面自由化	現在、敷設されているガス管を利用して、これまでの都市ガス会社だけでなく、新しく参入する会社もガスを供給・販売することができ、消費者は会社を選ぶことができるようになる。
2017	11	ドイツ・ボン	COP23（国連気候変動枠組条約第23回締約国会議）でパリ協定の実施ルールを策定し、「タラノア対話」を2018年から開始することを決定	気候変動に関する最新の報告書は、世界の気温上昇を2℃未満に抑えるパリ協定の目標を達成するには、現在の取り組みでは不十分であることを示している。COP23では、排出量削減の集団的努力に関する最初の進捗状況評価書をまとめるとともに、COP24で野心度を引き上げる方法を決定するため、促進的対話「タラノア対話」を開始する。		

年	月	場所	国外の出来事	目的、補足または成果	国内の出来事	目的、補足または成果
2018	1		タラノア対話を1年間を通じて実施。	<p>目的：2℃目標を達成するために、世界全体の温室効果ガス排出削減の取り組みに関する優良事例を共有し、目標達成に向けた取組意欲の向上を目指すもの。</p> <p>この期間は準備フェーズと政治フェーズの2つに分けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我々はどこにいるのか？(Where are we?) ・どこへ行きたいのか？(Where do we want to go?) ・どうやって行くのか？(How do we get there?) <p>という3つの問いに答える形で、お互いのストーリーを共有し、1.現状を把握し、2.今後目指すべき将来像(目標)と3.その達成に向けた行動を確認する。</p>	<p>日本版タラノア対話ポータルサイト、「タラノアJAPAN - 未来を拓く、あなたの温暖化対策優良事例ポータル」を公開(環境省)</p>	<p>目的：準備フェーズとしてあらゆる主体から、温室効果ガスの排出削減取組に関する情報を提供してもらう</p> <p>※10月29日までに日本の取組として国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局に提出</p>
2018	4				「第五次環境基本計画」の閣議決定(環境・経済・社会の統合的向上)	<p>目的：SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくため。</p>
2018	6				「気候変動適応法」を公布	<p>日本における適応策の法的位置づけが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備された。</p> <p>※地方公共団体の責務として気候変動適応に関する対策を進める努力をすることが明記されている</p>
2018	7				<p>新しいエネルギー基本計画(第5次エネルギー基本計画)が閣議決定</p> <p>※エネルギー政策の基本的な方向性を示すためにエネルギー政策基本法に基づき政府が策定</p>	「東京電力福島第一原子力発電所事故の経験、反省と教訓を肝に銘じて取り組むこと」等を原点として検討を進め、2030年、2050年に向けた方針を示している
2018	10	韓国・仁川	IPCC第48回総会にてIPCC1.5℃特別報告書の政策決定者向け要約(SPM)を承認、報告書本編を受諾			
2018	11				「気候変動適応計画」が閣議決定	目的：気候変動による様々な影響に対し、政府全体として整合のとれた取組を総合的かつ計画的に推進するため。
2018	12	ポーランド・カトヴィツェ	COP24(気候変動枠組条約第24回締約国会議)で、2020年以降のパリ協定の本格運用に向けて「パリ協定」の実施指針(ルールブック)を採択 タラノア対話の政治フェーズ(段階)が実施	COP24の3ポイント：①パリ協定を実施するために必要な細則(実施方針)、②COP23で設立されたタラノア対話の1年間に渡る総括、③途上国への資金的支援	「気候変動適応法」施行	
2018	12	ポーランド・カトヴィツェ	CMP14(京都議定書第14回締約国会合)にて、2020年以降のパリ協定の本格運用に向けパリ協定の実施指針を採択	パリ協定の長期目標達成に向け、世界全体の温室効果ガス排出削減の取組状況を確認し、野心の向上を目指す「タラノア対話」の政治フェーズが実施	気候変動適応センターを設立	目的：気候変動的応法により国立環境研究所が気候変動影響および気候変動適応に関する情報の収集整理分析提供などの役割を担うことが定められた。これらの成果を政府、地方公共団体による気候変動適応に関する取組に貢献するため
2019	4				パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会	目的：最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050年までに80%の温室効果ガスの削減に大胆に取り組むため。

年	月	場所	国外の出来事	目的、補足または成果	国内の出来事	目的、補足または成果
2019	6				「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定され、国連に提出	パリ協定に基づく温室効果ガスの低排出型の発展のための長期的な戦略
2019	7		国連とWHO（世界保健機関）、UNEP（国連環境計画）、気候と大気浄化のコアリション（CCAC）が「大気浄化イニシアティブ（Clean Air Initiative）」を発表	市民にとって安全な大気環境の実現を約束し、2030年までに気候変動対策と大気汚染対策を整合させるよう各国政府と地方自治体に求める取り組み。		
2019	9		国連気候行動サミット（UN Climate Action Summit 2019）開催	目的：政府、民間セクター、市民社会、地方自治体やその他の国際機関が参集し、6つの領域で野心的な解決策の策定を図るため。		